

1 処分を受けた税理士

氏 名： 田中 裕人

登録番号： 第117617号

2 処分の内容

平成31年 1 月16日から税理士業務の禁止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 故意による不真正税務書類の作成

被処分者は、関与先である A 社の法人税の確定申告に当たり、同社の会長から指示を受け、支払先等を明らかにすることができない現場対策等の支出について損金に計上できないことを認識していながら、架空の外注費を計上することによって、所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。また、これに伴い、被処分者は、A 社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。